

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 23 年 3 月 31 日 (木) 号外第 44 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 訓 令 鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令（5）（情報政策課）・・・ 2  
鳥取県ウェブサイト運用管理規程の一部を改正する訓令（6）（Ⅱ）・・・ 3
- ◇ 教委規則 鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理  
する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（5）（人権教育課）・・・ 4
- ◇ 議会告示 鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部改正（1）（総務課）・・・ 5

# 訓 令

## 鳥取県訓令第5号

鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県情報システム事務処理規程の一部を改正する訓令

鳥取県情報システム事務処理規程（昭和58年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（予算要求前協議）</p> <p>第4条 所属長は、新たにシステム整備等をしようとする場合において予算措置を伴うときは、あらかじめ<u>IT統括監（企画部に所属する情報技術に関する統括事務を行う者をいう。以下同じ。）</u>に協議しなければならない。既に設置している情報システムを廃止し、又はその全部若しくは一部を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（予算要求前協議）</p> <p>第4条 所属長は、新たにシステム整備等をしようとする場合において予算措置を伴うときは、あらかじめ<u>企画部参事監（情報技術に関する統括事務を行う者に限る。以下「IT統括監」という。）</u>に協議しなければならない。既に設置している情報システムを廃止し、又はその全部若しくは一部を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2及び3 略</p>

### 附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

**鳥取県訓令第6号**

鳥取県ウェブサイト運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県ウェブサイト運用管理規程の一部を改正する訓令**

鳥取県ウェブサイト運用管理規程（平成22年鳥取県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（助言及び指導）</p> <p>第8条 <u>IT統括監（企画部に所属する情報技術に関する統括事務を行う者をいう。以下同じ。）</u>は、所属長に対し公式ウェブサイトの運用及び管理に関する助言及び指導を行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>（助言及び指導）</p> <p>第8条 <u>企画部参事監（情報技術に関する統括事務を行う者に限る。以下「IT統括監」という。）</u>は、所属長に対し公式ウェブサイトの運用及び管理に関する助言及び指導を行うことができる。</p> <p>2 略</p>

**附 則**

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

# 教育委員会規則

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

## 鳥取県教育委員会規則第5号

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鳥取県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（市町村が処理する事務の範囲）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p>	<p>（市町村が処理する事務の範囲）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>条例第2条第3号に規定する教育委員会規則で定める事務は、鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則（平成14年鳥取県教育委員会規則第23号）附則第2項の規定によりその効力を有することとされる同規則による廃止前の鳥取県進学奨励資金貸与規則（昭和57年鳥取県教育委員会規則第4号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>（1）第13条（第20条において準用する場合を含む。）の規定による借用証書の受理及び鳥取県教育委員会への送付</u></p> <p><u>（2）第17条第1項、第3項及び第4項（第20条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の受理及び鳥取県教育委員会への送付のうち奨学金の貸与を受けている者に係るもの</u></p>

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に市町村が受理した改正前の鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則第2条第3項第1号に規定する借用証書の鳥取県教育委員会への送付については、なお従前の例による。

# 議 会 告 示

**鳥取県議会告示第1号**

鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成7年鳥取県議会告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

鳥取県議会議長 小 谷 茂

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前																																										
<p>様式第3号（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所得等報告書</p> <p>鳥取県議会議長 様</p> <p style="text-align: right;">鳥取県議会議員 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 0 2px;">印</span></p> <p>1 所得</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">所得金額</th> <th style="width: 50%;">基因となつた事実</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">分</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">離</td> <td style="text-align: center;">先物取引の事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課</td> <td style="text-align: center;">・譲渡・雑所得</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 略</p> <p>2 略</p>	区 分	所得金額	基因となつた事実	略			分	略		離	先物取引の事業		課	・譲渡・雑所得		税			略			<p>様式第3号（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所得等報告書</p> <p>鳥取県議会議長 様</p> <p style="text-align: right;">鳥取県議会議員 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 0 2px;">印</span></p> <p>1 所得</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">所得金額</th> <th style="width: 50%;">基因となつた事実</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">分</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">離</td> <td style="text-align: center;">先物取引の事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課</td> <td style="text-align: center;">・雑所得</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 略</p> <p>2 略</p>	区 分	所得金額	基因となつた事実	略			分	略		離	先物取引の事業		課	・雑所得		税			略		
区 分	所得金額	基因となつた事実																																									
略																																											
分	略																																										
離	先物取引の事業																																										
課	・譲渡・雑所得																																										
税																																											
略																																											
区 分	所得金額	基因となつた事実																																									
略																																											
分	略																																										
離	先物取引の事業																																										
課	・雑所得																																										
税																																											
略																																											

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。